

自己資本の充実の状況

自己資本管理

当組合は、「自己資本管理規程」を制定し、リスク資本管理と自己資本比率管理により自己資本充実度の評価を行っています。

リスク資本管理におきましては、毎年度資本配賦計画を策定し、毎月モニタリングや分析を行い、配賦した資本（リスク資本）の範囲内に、計量したリスク量（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク）が収まっていることを確認し、自己資本充実度の評価を行っています。

また、自己資本比率管理におきましては、自己資本比率規制の標準的手法に基づく自己資本比率の算定により自己資本が適正な水準にあるか検証し、自己資本充実度の評価を行っています。

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は積立金等当組合が積み立てているもの以外は、組合員の皆さまによる普通出資により調達しております。

自己資本の充実度に関する評価

自己資本比率の状況は、国内基準である4%を上回る7.61%となり、経営の健全性や安全性を十分に維持していると評価しております。

また、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当組合がリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関であります。

- ・格付投資情報センター（R & I）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（MDY）
- ・日本格付研究所（JCR）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ（S & P）

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

単体における事業年度の開示事項

I. 自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円）

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員勘定または会員勘定の額	8,676	7,752
うち、出資金および資本剰余金の額	1,264	1,260
うち、利益剰余金の額	7,424	6,492
うち、外部流出予定額（△）	12	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	73	159
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	73	159
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,749	7,911
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	43	32
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	43	32
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	248	261
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—

はじめに

地域を応援する
取り組み

コンプライアンス等
への取り組み

各種サービスの
ご案内

ガバナンスの
充実状況

資料編

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
特定項目に係る 10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る 15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	291	294
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	8,457	7,617
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	95,110	95,834
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額	3,545	4,220
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	98,656	100,055
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	8.57%	7.61%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 22 号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

Ⅱ．定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年度		令和 7 年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	95,110	3,804	95,834	3,833
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	92,800	3,712	91,781	3,671
(i) ソブリン向け	1,286	51	1,244	49
(ii) 金融機関向け	19,819	792	19,223	768
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	270	10	310	12
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	26,013	1,040	27,731	1,109
特定貸付債権向け	—	—	—	—
(v) 中堅中小企業等・個人向け	10,387	415	9,840	393
トランザクター向け	94	3	95	3
(vi) 不動産関連向け	25,810	1,032	24,265	970
自己居住用不動産等向け	12,100	484	11,302	452
賃貸用不動産向け	10,964	438	10,245	409
事業用不動産関連向け	2,742	109	2,692	107
その他不動産関連向け	2	0	25	1
ADC 向け	—	—	—	—
(vii) 劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
(viii) 延滞等向け	3,035	121	2,809	112
(ix) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	239	9	237	9
(x) 株式等	1,648	65	2,051	82
(xi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	771	30	762	30
(xiii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,208	48	1,334	53
(xiv) その他	2,579	103	2,281	91
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,310	92	4,053	162
ルック・スルー方式	2,310	92	4,053	162
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVA リスクを 8%で除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—

項 目	令和 6 年度		令和 7 年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額	3,545	141	4,220	168
BI	2,363		2,813	
BIC	283		337	
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	98,656	3,946	100,055	4,002

- (注) 1. 所要自己資本の額はリスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
 4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 5. 「その他」とは、(i)～(xiii)に区分されないエクスポージャーです。
 6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
 7. 当組合は、標準的計測手法からILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
 8. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高＜地域別・業種別・残存期間別＞（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスク・ エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメントお よびその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		その他		延滞エクスポージャー	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
国内	225,072	218,269	85,188	82,483	50,423	47,856	89,460	87,929	4,639	4,061
国外	12,745	12,442	—	—	12,745	12,442	—	—	—	—
地域別合計	237,818	230,711	85,188	82,483	63,169	60,298	89,460	87,929	4,639	4,061
製造業	20,014	19,876	9,625	9,032	10,296	10,571	91	271	1,982	1,394
農業、林業	614	584	614	584	—	—	—	—	28	25
漁業	29	29	—	0	—	—	29	29	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	0	190	0	0	—	189	—	—	—	—
建設業	11,552	11,495	10,251	10,133	1,301	1,301	—	60	326	324
電気・ガス・熱供給・水道業	5,111	5,644	867	796	4,163	4,847	80	—	0	0
情報通信業	717	740	364	388	300	300	51	51	5	0
運輸業、郵便業	7,307	7,261	2,588	2,544	4,691	4,690	27	27	13	4
卸売業、小売業	8,503	8,254	6,100	5,851	2,402	2,403	—	—	356	316
金融業、保険業	97,737	95,554	115	99	13,753	13,255	83,867	82,199	—	—
不動産業	11,177	11,947	7,649	8,281	2,594	2,743	933	922	396	425
各種サービス	15,432	14,455	14,555	13,477	867	968	10	10	1,160	1,162
国・地方公共団体等	24,689	20,117	5,195	4,895	19,494	15,222	—	—	—	—
個人	26,637	25,785	26,637	25,783	—	—	—	—	367	407
その他	8,293	8,774	621	613	3,303	3,803	4,368	4,356	—	—
業種別合計	237,818	230,711	85,188	82,483	63,169	60,298	89,460	87,929	4,639	4,061

1 年以下	47,095	46,246	10,025	9,977	3,813	3,077	33,256	33,191
1 年超 3 年以下	49,170	50,750	4,954	4,360	8,406	8,629	35,810	37,760
3 年超 5 年以下	20,865	21,846	6,192	9,494	7,723	8,851	6,950	3,500
5 年超 7 年以下	19,206	11,823	11,425	6,292	7,781	5,531	—	—
7 年超 10 年以下	20,068	22,360	9,817	11,032	8,951	10,027	1,300	1,300
10 年超	71,587	67,947	40,094	38,767	26,492	24,180	5,000	5,000
期間の定めのないもの	9,823	9,736	2,680	2,559	—	—	7,143	7,177
残存期間別合計	237,818	230,711	85,188	82,483	63,169	60,298	89,490	87,929

- (注) 1. 「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 3. 上記の業種区分の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
 4. 上記のエクスポージャー区分の「その他」は、株式、出資金、投資信託、預け金、現金、有形・無形固定資産および繰延税金資産等が含まれます。
 5. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和 6 年度	183	73	—	183	73
	令和 7 年度	73	159	—	73	159
個別貸倒引当金	令和 6 年度	1,996	2,013	107	1,888	2,013
	令和 7 年度	2,013	1,679	573	1,439	1,679
合計	令和 6 年度	2,179	2,086	107	2,072	2,086
	令和 7 年度	2,086	1,838	573	1,512	1,838

(注) 1. 当組合は、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っており、当該引当金の金額は上記残高等に含めております。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

区 分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製造業	1,185	1,209	1,209	764	21	483	1,164	726	1,209	764	－	0
農業、林業	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	28	47	47	52	－	17	28	30	47	52	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	－	－
情報通信業	5	5	5	0	－	－	5	5	5	0	－	－
運輸業、郵便業	4	10	10	1	－	5	4	4	10	1	－	－
卸売業、小売業	23	138	138	128	1	23	21	115	138	128	0	－
金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業	226	172	172	137	－	28	226	143	172	137	－	－
各種サービス	501	412	412	574	84	11	416	401	412	574	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	20	14	14	18	－	3	20	11	14	18	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	1,996	2,013	2,013	1,679	107	573	1,888	1,439	2,013	1,679	0	0

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っており、当該引当金の金額は上記残高等に含めております。
3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

項 目	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ウェイトの加重平均値 (%)	
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
	令和 6 年度					
現金	1,926	—	1,926	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	10,488	—	10,488	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	14,201	—	14,201	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	100	—	100	—	10	10%
我が国の政府関係機関向け	1,998	—	1,998	—	150	8%
地方三公社向け	1,684	—	1,684	—	20	1%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	91,596	—	91,596	—	19,819	22%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	801	—	801	—	270	34%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	44,460	444	44,252	32	26,013	59%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	14,127	20,348	13,492	307	10,387	75%
トランザクター向け	—	3,760	—	210	94	45%
不動産関連向け	32,698	—	32,529	—	25,810	79%
自己居住用不動産等向け	18,341	—	18,206	—	12,100	66%
賃貸用不動産向け	12,431	—	12,420	—	10,964	88%
事業用不動産関連向け	1,920	—	1,898	—	2,742	144%
その他不動産関連向け	4	—	4	—	2	60%
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞エクスポージャー（自己居住用不動産等向けを除く）	2,519	37	2,501	2	3,035	121%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	263	—	263	—	239	91%
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	12,252	—	12,242	—	1,105	9%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,648	—	1,648	—	1,648	100%
合計					88,240	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

はじめに

地域を応援する
取り組みコンプライアンス等
への取り組み

各種サービスのご案内

ガバナンスの
充実状況

資料編

(単位：百万円)

項 目	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ウェイトの加重平均値 (%)	
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
	令和7年度					
現金	2,183	－	2,183	－	－	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,370	－	8,370	－	－	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	11,746	－	11,746	－	－	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	855	－	855	－	85	10%
我が国の政府関係機関向け	2,036	－	2,036	－	154	8%
地方三公社向け	1,941	－	1,941	－	－	0%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	89,545	－	89,545	－	19,223	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,002	－	1,002	－	310	31%
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	47,093	598	46,834	49	27,731	59%
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	13,273	19,535	12,727	298	9,840	76%
トランザクター向け	－	3,726	－	213	95	45%
不動産関連向け	31,509	－	31,361	－	24,265	77%
自己居住用不動産等向け	17,235	－	17,135	－	11,302	66%
賃貸用不動産向け	12,265	－	12,240	－	10,245	84%
事業用不動産関連向け	1,966	－	1,943	－	2,692	139%
その他不動産関連向け	42	－	42	－	25	60%
A D C向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞エクスポージャー（自己居住用不動産等向けを除く）	2,195	－	2,179	－	2,809	129%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	250	－	250	－	237	95%
取立未済手形	－	－	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付	10,962	－	10,950	－	1,004	9%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	1,578	－	1,578	－	2,051	130%
合計					87,403	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

		資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																							
		令和6年度																							
		0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計											
現金		1,926		—		—		—		—		—		1,926											
我が国の中央政府及び中央銀行向け		10,488		—		—		—		—		—		10,488											
外国の中央政府及び中央銀行向け		—		—		—		—		—		—		—											
国際決済銀行等向け		—		—		—		—		—		—		—											
		0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他		合計									
我が国の地方公共団体向け		14,201		—		—		—		—		—		14,201											
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—		—		—		—		—		—		—											
国際開発銀行向け		—		—		—		—		—		—		—											
地方公共団体金融機構向け		—		100		—		—		—		—		100											
我が国の政府関係機関向け		—		1,998		—		—		—		—		1,998											
地方三公社向け		1,584		—		100		—		—		—		1,684											
		20%		30%		40%		50%		80%		105%		その他		合計									
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		81,391		8,683		—		1,019		400		100		—		91,596									
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		200		500		—		—		100		—		—		801									
		10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%		その他		合計							
カバード・ボンド向け		—		—		—		—		—		—		—		—		—							
		0%		20%		30%		50%		75%		80%		85%		100%		130%		150%		その他		合計	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）		2,505		7,976		—		15,195		1,001		—		10,248		3,656		—		3,701		—		44,284	
特定貸付債権向け		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	
		0%		10%		45%		50%		75%		100%		その他		合計									
中堅中小企業等向け及び個人向け		233		—		210		—		12,252		1,103		—		13,800									
トランザクター向け		—		—		210		—		—		—		—		210									
		0%	10%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	45%	50%	60%	62.5%	70%	75%	90%	105%	150%	その他	合計				
不動産関連向け		5	463	242	174	1,249	—	452	—	994	714	805	1,046	44	1,582	16,531	167	5,287	2,768	—	32,529				
自己居住用不動産等向け		4	419	242	174	940	—	—	—	994	—	805	—	44	1,576	13,003	—	—	—	—	18,206				
		0%		10%		30%		35%		45%		60%		75%		105%		150%		その他		合計			
賃貸用不動産向け		0		43		308		452		714		1,041		3,527		5,287		1,043		—		12,420			
		0%		10%		30%		35%		45%		70%		90%		110%		150%		その他		合計			
事業用不動産関連向け		—		—		—		—		—		5		167		—		1,725		—		1,898			
		0%		10%		30%		35%		40%		60%		75%		100%		その他		合計					
その他不動産関連向け		—		—		—		—		—		4		—		—		—		—		4			
		100%						150%						その他								合計			
A D C 向け		—						—						—								—			
		100%				150%				250%				400%				その他				合計			
劣後債権及びその他資本性証券等		—				—				—				—				—				—			
		0%		10%		50%		100%		150%		その他		合計											
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）		52		—		482		320		1,649		—		2,504											
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		—		27		—		236		—		—		263											
		0%		10%		50%		100%		150%		250%		その他		合計									
取立未済手形		—		—		—		—		—		—		—		—									
信用保証協会等による保証付		1,187		11,054		—		—		—		—		—		12,242									
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—		—		—		—		—		—		—		—									
株式等		—		—		—		—		—		1,648		—		1,648									
合計		0%		～ 50%		～ 100%		～ 150%		～ 250%		その他		合計											
		32,185		133,337		48,592		13,506		1,648		—		229,271											

はじめに

地域を応援する
取り組みコンプライアンス等
への取り組み

各種サービスのご案内

ガバナンスの
充実状況

資料編

(単位：百万円)

		資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																							
		令和7年度																							
		0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計											
現金		2,183		－		－		－		－		－		2,183											
我が国の中央政府及び中央銀行向け		8,370		－		－		－		－		－		8,370											
外国の中央政府及び中央銀行向け		－		－		－		－		－		－		－											
国際決済銀行等向け		－		－		－		－		－		－		－											
		0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他		合計									
我が国の地方公共団体向け		11,746		－		－		－		－		－		11,746											
外国の中央政府等以外の公共部門向け		－		－		－		－		－		－		－											
国際開発銀行向け		－		－		－		－		－		－		－											
地方公共団体金融機構向け		－		855		－		－		－		－		855											
我が国の政府関係機関向け		492		1,543		－		－		－		－		2,036											
地方三公社向け		1,941		－		－		－		－		－		1,941											
		20%		30%		40%		50%		80%		105%		その他		合計									
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		80,392		8,035		－		616		400		100		－		89,545									
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		401		500		－		－		100		－		－		1,002									
		10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%		その他		合計							
カバード・ボンド向け		－		－		－		－		－		－		－		－		－							
		0%		20%		30%		50%		75%		85%		100%		130%		150%		その他		合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）		3,177		9,010		－		15,219		1,001		－		11,205		4,168		－		3,100		－		46,883	
特定貸付債権向け		－		－		－		－		－		－		－		－		－		－		－		－	
		0%		10%		45%		50%		75%		100%		その他		合計									
中堅中小企業等向け及び個人向け		150		－		213		－		11,674		987		－		13,026									
トランザクター向け		－		－		213		－		－		－		－		213									
		0%	10%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	45%	50%	60%	62.5%	70%	75%	90%	105%	110%	150%	その他	合計			
不動産関連向け		4	313	297	179	1,550	－	561	－	902	989	655	1,810	46	1,389	15,911	151	3,527	328	2,740	－	31,361			
自己居住用不動産等向け		4	313	297	179	1,186	－	－	－	902	－	655	－	46	1,389	12,159	－	－	－	－	－	17,135			
		0%		10%		30%		35%		45%		60%		75%		105%		150%		その他		合計			
賃貸用不動産向け		0		－		363		561		989		1,767		3,751		3,527		1,277		－		12,240			
		0%		10%		30%		35%		45%		70%		90%		110%		150%		その他		合計			
事業用不動産関連向け		－		－		－		－		－		－		151		328		1,463		－		1,943			
		0%		10%		30%		35%		40%		60%		75%		100%		その他		合計					
その他不動産関連向け		－		－		－		－		－		42		－		－		－		－		42			
		100%						150%						その他								合計			
A D C 向け		－						－						－								－			
		100%				150%				250%				400%				その他				合計			
劣後債権及びその他資本性証券等		－				－				－				－				－				－			
		0%		10%		50%		100%		150%		その他		合計											
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）		41		41		195		288		1,612		－		2,179											
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		－		14		－		236		－		－		250											
		0%		10%		50%		100%		150%		250%		その他		合計									
取立未済手形		－		－		－		－		－		－		－		－									
信用保証協会等による保証付		907		10,043		－		－		－		－		10,950											
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		－		－		－		－		－		－		－											
株式等		－		－		－		－		－		1,578		－		1,578									
合計		0%		～ 50%		～ 100%		～ 150%		～ 250%		その他		合計											
		29,017		131,632		49,273		11,409		1,578		－		222,911											

へ。リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の 合計額 (CCF・ 信用リスク削 減効果適用後)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の 合計額 (CCF・ 信用リスク削 減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
	令和 6 年度				令和 7 年度			
40% 未満	146,111	－	－	146,100	141,868	－	－	141,856
40% ～ 70%	21,886	3,761	10.000	22,095	21,827	3,726	10.000	22,039
75%	30,423	16,528	10.000	29,784	29,117	15,753	10.000	28,587
80%	400	－	－	400	400	－	－	400
85%	10,328	294	12.000	10,248	11,321	438	10.000	11,205
90% ～ 100%	5,622	228	10.000	5,485	5,969	215	10.000	5,833
105% ～ 130%	5,389	－	－	5,387	3,956	－	－	3,956
150%	8,156	16	10.000	8,119	7,503	－	－	7,452
250%	1,648	－	－	1,648	1,578	－	－	1,578
400%	－	－	－	－	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	229,967	20,830	10.000	229,271	223,543	20,134	10.000	222,911

(注) 「CCF の加重平均値 (%)」とは、CCF を適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,795	2,655	421	457	—	—	—	—
①ソブリン向け	9	11	—	—	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—
③カバード・ボンド	—	—	—	—	—	—	—	—
④法人等向け	110	110	—	—	—	—	—	—
⑤中堅中小企業・個人向け	2,489	2,370	13	146	—	—	—	—
⑥不動産関連向け	169	148	381	234	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け	135	100	315	234	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	10	24	65	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	22	22	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—	—	—
⑦劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—
⑧延滞エクスポージャー	17	15	—	62	—	—	—	—
⑨自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	27	14	—	—	—	—
⑩株式等	—	—	—	—	—	—	—	—
⑪その他	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示 (平成 18 年金融庁告示第 22 号) 第 45 条 (信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第 46 条 (株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー) を含みません。
3. 「その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等ありますが、その手続きについては、組合が定める事務取扱要領等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

告示で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

はじめに

地域を応援する
取り組みコンプライアンス等
への取り組み各種サービスの
ご案内ガバナンスの
充実状況

資料編

(4) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額および時価等

(単位：百万円)

区 分	令和 6 年度		令和 7 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	2,021	2,021	2,075	2,075
非上場株式等	1,026	1,026	1,026	1,026
合計	3,047	3,047	3,102	3,102

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

上場株式等にかかるリスクの認識については、時価評価やリスク限度枠の遵守状況等を市場リスク管理の一部として定期的にリスク管理委員会へ報告しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社または出資金等に関しては、個別に財務諸表等を基にした評価を実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

ロ. 出資エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額 (単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
売却益	274	324
売却損	0	—
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
評価損益	408	533

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

二. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
評価損益	—	—

(注) 「貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式および関連会社の評価損益です。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	4,076	5,260
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式 (1,250%) を適用するエクスポージャー	—	—

(7) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(8) 金利リスクに関する事項

イ. 定量的な開示事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,625	4,386	810	875
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	スティープ化	2,325	2,876		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	3,625	4,386	810	875
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	7,617		8,457	

ロ. 定性的な開示事項

A. リスク管理の方針および手続きの概要

貸借対照表上の金利に感応する資産および負債（＝銀行勘定）において、両者の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益の低下や損失が生じるリスク（＝銀行勘定の金利リスク）を適切にコントロールすることを基本方針としております。

管理指標として、金利変動による経済価値の変動額を表す△ EVE および金利変動による期間収益の変動額を表す△ NII について、複数の金利ショックシナリオを用いて算定しており、定期的にリスク管理委員会に報告しております。

B. 金利リスクの算定方法の概要

金利リスク（△ EVE および△ NII）の算定は、以下の定義に基づいて行っております。

計測対象資産および負債		預金、貸出金、預け金、有価証券
リスク算定の頻度		四半期毎
リスク集計方法		正となる通貨のみを単純合算
計測に使用する金利ショック幅		リスクフリー・レートに与える金利ショック幅と同じ
コア預金の取扱い	コア預金の考慮	保守的な前提の反映により考慮
	流動性預金全体に占めるコア預金の割合	50%
	コア預金に割り当てられた金利改定の平均満期	2.50 年
	流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25 年
	流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5.00 年
行動オプション性の取扱い	固定金利貸出の期限前返済の考慮	保守的な前提の反映により考慮
	定期預金の早期解約の考慮	保守的な前提の反映により考慮

はじめに

地域を応援する
取り組みコンプライアンス等
への取り組み各種サービスの
ご案内ガバナンスの
充実状況

資料編